

山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等の「交通軸」と、重要な乗り換え拠点となる「交通結節点」を整備することで公共交通ネットワークを形成し「自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境の構築」を目指している。

交通結節点の整備にあたっては、「山形市交通結節点整備方針（令和4年6月策定）」に基づき、主要なバス停などのバス待ち環境の改善を短期事業、新駅整備を含む鉄道駅の機能強化や新たな交通結節点整備を中・長期事業に整理し、現在、計画的に取組を展開している。

この整備方針に掲げる交通結節点のうち、特に利用者が多く、また、複数の路線が乗り入れるとともに、複数の乗り場があるバスターミナルや主要なバス停等については、円滑な移動とストレスのない待合環境を早期に実現し、更なる利便性の向上を図る必要があることから、デジタルサイネージによる案内表示及び乗り場案内サイン等を設置し、バス運行情報等の発信を行うものである。

当該工事を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定することとし、本要領において当該工事の契約候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

2 工事内容

- (1) 工 事 名 山形駅東口バス停駅前広場デジタルサイネージ設置工事
- (2) 工 種 電気通信工事
- (3) 工 事 内 容 別紙の山形駅東口バス停駅前広場デジタルサイネージ設置工事仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 工 期 契約締結の日から令和7年12月12日までとする。
- (5) 工 事 費 上限金額は40,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

当該工事の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等又

はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (5) 税の滞納がないこと。
- (6) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）の規程に基づき、競争入札参加者名簿に電気通信工事として登録されていること。
- (7) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (9) 本件工事について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置することができるとともに、現場代理人を配置することができること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
- (10) プロポーザルに参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、審査結果通知に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときには、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

【共同企業体として応募する場合】

- ・ すべての構成員が上記(1)～(5)、(7)～(10)の要件に該当すること。
- ・ 構成員のうち1者以上が上記(6)の要件に該当すること。
- ・ 本市の対応窓口となり契約締結等の諸手続きを行い、工事遂行の責を負う者を代表事業者とすること。

4 実施スケジュール

日 時	内 容
公募開始および資料等の公開、質問の受付開始	5月26日（月）
公募型プロポーザル説明会（オンライン開催）	5月30日（金）午前9時30分から
実施要領および仕様書に関する質問の受付期限	6月6日（金）午後5時まで
質問に対する回答	6月13日（金）午後5時まで
参加申込書の提出期限	6月17日（火）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	6月19日（木）午後5時まで
審査委員会の開催	6月26日（木）
審査結果通知	6月下旬
契約締結	

5 応募手続等

応募手続等は、土、日、祝日を除く午前9時～午後5時、又は指定された時間に以下の提出先に行うこと。

【提出先】 山形市企画調整部公共交通課交通結節点係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL：023-641-1212（内線438・289）
E-MAIL：kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

6 公募型プロポーザル説明会

プロポーザルの実施に当たり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を開催する。

- (1) 開催日時：令和7年5月30日（金）午前9時30分から
- (2) 開催方法：Web 会議システム（zoom）による開催。説明会前日までに web 会議の参加 URL を送付。
- (3) 申込方法：説明会参加申込書（様式1）を記載の上、電子メールで申し込むこと。件名に「【説明会申込】山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事公募型プロポーザル」と記載すること。また、申し込み後に担当へ電話で連絡すること。
- (4) 申込期限：令和7年5月29日（木）正午まで

7 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年5月27日（火）～6月6日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式2）を使用し、午前9時～午後5時までの間に電子メール又は持参により提出すること。件名に「(質問) 山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事公募型プロポーザル」と記載すること。また、申し込み後に担当へ電話で連絡すること。
- (3) 回答日時 令和7年6月13日（金）午後5時まで
- (4) 回答方法 山形市公式ホームページに掲載

8 資料の閲覧

仕様書の資料の閲覧を希望する場合は、下記により閲覧すること。

- (1) 閲覧期間：令和7年5月27日（火）～6月17日（火）まで
- (2) 閲覧方法：山形市企画調整部公共交通課に事前に連絡すること。

9 参加申込及び参加要件適格確認

- (1) 申込期間 令和7年5月27日（火）～6月17日（火）
- (2) 申込方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (3) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式3）
 - ② 共同企業体協定書（兼）委任状（様式4） ※共同企業体の場合のみ
 - ③ 組織の概要及び工事实績（様式5）
 - ④ 誓約書（様式6）
 - ⑤ 秘密保持誓約書（様式7）
 - ⑥ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

- (4) 提出部数 1部
- (5) 参加要件適格確認

上記の9(3)で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。

10 企画提案書等の提出

上記「9 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月19日(木)
- (2) 提出方法 提出書類を郵送(締切日必着)又は持参(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)
- (3) 提出書類

様式	書類名	部数
様式8	企画提案書	正本1部 正本の写し7部
様式9	実施体制書	
様式10	経費見積書	
様式11	事業収支計画	
—	様式8から様式11の電子データ(DVD-R)	1枚

(4) 企画提案書作成上の留意事項

- ① 企画提案書の様式は、A4用紙(両面印刷)とし、ページ番号を付与すること。また、8ページ(両面印刷で4枚)以内に収め、できる限り簡易な表現(図表・画像等を含む。)を用いて作成すること。
- ② 企画提案書等の正本の写し7部は、事業者名が類推できるような記載をせず、電気通信工事企業A、広告企業B等に置き換え記載すること。
- ③ 企画提案書は、「④ 提案項目」に沿って記載すること。また、「別表 評価基準表」の視点に沿って、わかりやすく具体的に記載すること。
- ④ 提案項目

項目	記載内容
(1) スケジュール及び施工計画	・仕様書「7 工事内容」及び「18 想定スケジュール」を参考として、施工開始から完了までの詳細スケジュール及び施工計画を記載すること。
(2) デジタルサイネージのコンテンツ表示	・バス利用者に対して、バス運行情報等を正確かつ見やすい表示ができる提案とすること。
(3) バス乗り場案内(看板、路面サイン)	・既存の乗り場案内や整列ラインを改修し、駅構内からバス乗り場までスムーズな導線を構築することで、観光客など初めてのバス利用者でもわかりやすいサインを整備すること。
(4) データ・コンテンツ管理	・デジタルサイネージに表示するコンテンツ等の更新作業は、管理者の手間を最小限に抑え、分かりやすい手順となるよう提案

	すること。
(5) 保守・運用体制	・運用開始後、デジタルサイネージ及び筐体の破損、システムの障害等が生じた場合において、迅速な対応を行う体制を提案すること。
(6) 事業収支計画	・デジタルサイネージ設置以降、広告の運用等により、年間の収支が経済的なものとなる工夫をすること。
(7) 工夫提案	・スマートフォンやウェアラブル端末でデジタルサイネージの表示内容を確認できることや出発した便情報を表示できることなどのバス利用者の利便性向上に資する提案や電源途絶時における復旧システムなど、参加者の実績、ノウハウ、他事例等を活かした有効な提案を記入すること。 ただし、経費見積書に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記入は受け付けない。

1.1 プレゼンテーション

(1) 概要

令和7年6月26日（木）に開催する山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「10 企画提案書等の提出」で提出した書類に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間等の詳細については、「9 参加申込及び参加要件適格確認」の参加要件適格通知書と併せて通知する。

(2) 審査委員

委員長	山形市 企画調整部長 伊藤 哲雄
委員	山形市 企画調整部 情報企画課長 丹波 哲夫
	山形市 福祉推進部 長寿支援課長 阿部 伸也
	山形市 都市整備部 道路維持課長 金子 健二
	山形市 都市整備部 建築課長 鏑水 政一
アドバイザー	一般社団法人 山形県バス協会 専務理事 小関 和夫
	一般社団法人 日本バス情報協会 理事 諸星 賢治

(3) 説明要領

- ① 参加できる人数は3名以内とし、説明は原則当該工事の担当者が行うこと。
- ② 時間は25分以内（説明10分、質疑応答15分）とする。
- ③ 説明に際して、システムのデモンストレーション画面等を用いることを可能とする。
- ④ 説明に際して、プロジェクター等機器を用いることができる。なお、スクリーン以外の機材は参加申込者が用意すること。
- ⑤ 順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- ⑥ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

1.2 審査

審査委員会で「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。

(1) 失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの。
- ② 見積り金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が 40,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの。
- ③ 期間内に提出書類が提出されなかったもの。
- ④ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの。
- ⑤ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。
- ⑥ その他、実施要領に違反するもの。

(2) 審査結果

- ① 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位 1 者を、契約交渉順位第 1 位の候補者（以下「第 1 位の候補者」という。）として選定し、2 番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第 2 位の候補者（以下「第 2 位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が 2 者以上いるときは、企画提案の評価点が高い者を上位とする。
- ② 各審査委員の評価点の合計得点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。
- ③ 企画提案をする者が 1 者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の 6 割以上となった場合に限り、第 1 位の候補者として選定する。
- ④ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑤ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

1.3 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式 12）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて工事内容になるとは限らない。

- (10) 提案時の見積額は、業者選定における評価に用いるものであり、提出された見積額をもって契約するものではない。

1 4 契約に関する基本事項

- (1) 契約交渉第1位の候補者との協議が不調となったと市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

- (2) 契約の締結

第1位の候補者と当該工事についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

- (3) 工事費の支払方法

完了払いとする。

- (4) 契約担当課

山形市企画調整部公共交通課.

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL : 023-641-1212 FAX : 023-623-0703 E-mail:kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

1 5 その他

本公募型プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点
1 実施能力 (実施体制の評価)	(1) 工事の実績	組織の概要及び工事の実績(様式5)	本工事を遂行するにあたり有効な実績を有しているか 評価点＝「5点」・・・実績が2件以上 「3点」・・・実績が1件 「0点」・・・実績が0件	5
	(2) 工事の実施体制等	工事実施体制書(様式9)	本工事を遂行するにあたり十分な体制が確保されているか 評価点＝「5点」・・・類似業務担当実績がある者が4名以上 「3点」・・・類似業務担当実績がある者が1～3名 「0点」・・・類似業務担当実績がある者が0名	5
2 企画提案の内容 (企画提案の評価)	(1) スケジュール及び施工計画	企画提案書(様式8)	適切かつ効率的なスケジュール及び施工計画が示されているか	5
	(2) デジタルサイネージのコンテンツの表示		バス利用者に対して、バス運行情報等を正確に見やすい表示ができる提案となっているか	10
	(3) バス乗り場案内(看板、路面サイン)		既存の乗り場案内や整列ラインを改修し、駅構内からバス乗り場までスムーズな導線を構築することで、観光客など初めてのバス利用者でもわかりやすいサインを整備すること。	10
	(4) データ・コンテンツ管理		デジタルサイネージに表示するコンテンツ等の更新作業は、管理者の手間を最小限に抑え、分かりやすい手順となるよう提案しているか	10
	(5) 保守・運用体制		運用開始後、デジタルサイネージ及び筐体の破損、システムの障害等が生じた場合において、迅速な対応を行える提案となっているか	10
	(6) 事業収支計画	企画提案書(様式8) 事業収支計画(様式11)	・デジタルサイネージ設置以降、広告の運用等により、年間の収支が経済的なものとなる提案となっているか 評価点 ＝配点(10点)×(最低収支見積額÷当該参加者の収支見積額) ※小数点以下切捨	10
	(7) 工夫提案	企画提案書(様式8)	事業の効果を高める独自の取組提案があるか	15
3 価格について	工事費	経費見積書(様式10)	評価点＝配点(20点)×(最低見積額÷当該参加者の見積額) ※小数点以下切捨	20
合計				100